

## 周防大島町営渡船における「障害者割引」制度

～ 「運賃の適用方法」からの抜粋 ～

令和元年10月1日～

区分	障害者手帳の種別	手帳内容	乗船方法		旅客運賃		回数券	定期券
					5割引		5割引	3割引(通勤扱い)
					片道旅行が 101k未満	片道旅行が 101k以上	制限なし	制限なし
第1種	身体障害者手帳	第1種	障害者が1人で乗船		○	○	×	×
	療育手帳	判定A	障害者が 介護者同伴で乗船	障害者本人	○	○	○	○
	精神障害者 保健福祉手帳	1級		介護者1名	○	○	○	○
第2種	身体障害者手帳	第2種	障害者が1人で乗船		×	○	×	×
	療育手帳	判定B	障害者が 介護者同伴で乗船	障害者本人	×	○	×	×
	精神障害者 保健福祉手帳	2級, 3級		介護者1名	×	×	×	○ (障害者が小児定期に限る)

※回数券・定期券への割引は、障害者本人が常に介護者を同伴して乗船する場合に限りです。

※身体障害者が盲ろう者の場合、上記「介護者1名」は「通訳・介助員2名まで」と読み替えてください。

※小児運賃への障害者割引の適用はありません。

※詳しくは、渡船待合所、船舶に掲げている「運賃の適用方法」に記載しております。